

マネジメントリポート

2006年 7月

今回のテーマ： ストック・オプション等の会計処理

平成 17 年 12 月に公表されたストック・オプション等に関する会計基準、同適用指針及び平成 18 年 5 月に公表された同適用指針の改正に伴い、ストック・オプションの権利確定日以前にその対価を費用計上し、権利確定日後の未行使残高は貸借対照表の純資産の部に新株予約権として計上されることとなりました。

従って、今後ストック・オプションを付与する会社は、損益に与える影響を考慮する必要があります。

1 会計基準

- ・ ストック・オプション等に関する会計基準（企業会計基準第 8 号）
- ・ ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 11 号）
- ・ 会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第 16 号）

2 ストック・オプションの定義

「ストック・オプション」とは、新株予約権等の自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員や役員等に、報酬として付与するものをいいます。

ストック・オプションには、権利確定条件が付されているものが多く見られます。権利確定条件には、勤務条件（勤続年数）や業績条件（株価・利益等）があります。

3 改正前後の会計処理の比較

項目	改正後	改正前
権利確定日前の処理	「株式報酬費用」としてストック・オプションの公正な評価額を損益計算書に計上	ストック・オプションの対価の払込があったとき以外は処理不要
権利確定日以後の処理	行使時	払込資本を増加
	失効時	対価の払込があったときは対応する額を新株予約権戻入益として利益計上
	表示	【貸借対照表】純資産の部...新株予約権 【株主資本等変動計算書】...当期変動額 【注記】...F/S への影響、内容、見積方法等

4 公正な評価額

ストック・オプションの公正な評価額 = 公正な評価単価（未公開企業においては単位あたりの本源的価値）×ストック・オプション数（付与数 - 権利不確定による失効見積数）を対象勤務期間（付与日から権利確定日までの期間）等を基礎として合理的に配分します。

基準では公正な評価単価の算定技法として、二項モデル、ブラック・ショールズモデルなどがあげられておりますが、IASB や FASB と同様に特定のモデルは推奨しておりません。

5 適用時期等

会社法施行日（平成 18 年 5 月 1 日）以後に付与されるストック・オプション等について適用されません。

お見逃しなく！

会社法施行日前に付与され施行日以後に存在するストック・オプションについては、内容、規模及びその変動状況についての注記が必要（遡って付与日における公正な評価単価を算出することは不要）です。